

文化審議会 第3期文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ（第1回） 議事要旨

日時： 2023年7月5日（水）10:30 - 12:30

場所： 文科省16階4会議室 及び オンライン

参加委員： 森信茂樹委員、小池藍委員、池上健委員、桶田大介委員、小津稚加子委員、山内真理委員

公的な鑑定評価制度について

- 信頼性担保要件について、組織機関としての利害関係を制度として組み込むことについては、1. 組織機関としての利害関係、2. 個別の鑑定評価業務に関する利害関係、の2段階で規定することで可能であると考え。1. に関し、全くの利害関係なしを求めることは現実的でないが、一定のボーダーを設け、当事者との関係が特に強い機関を排除するような規定を設けると良い。
- 評価機関の認定要件は、様々な状況と目的をもった類似の制度を参照、いいとこどりで作成していく認識。例えばM&A支援機関登録制度は、登録のハードルを下げ、ルールの遵守や発生した問題等は自ら公表・報告させることで自然淘汰的に実績があつてきちんとしている機関が選ばれていく仕組みをとっている。その他、経営革新支援制度も含め、先行制度の知見を参照して本制度を構築してほしい。
- データベース構築を委託する際の仕様書の書き方は難しく、ほしい情報を体に入れるための仕様書の書き方は十分検討すべき。
- 委託先が決定したら、実施内容を適宜このWGにフィードバックしてほしい。
- 要求仕様^{*1}の策定が鍵。政府によるデータベースの運用保持は高額で失敗例が多いことから、運用可能性、持続性の担保が重要になるが、維持存続自体よりはそれを可能とする設計にする、といったメタ的な要件を要求仕様に記載するのがよいのではないか。
- （公募委託予定の事業は）我々が意図するデータベース構築の山がいかにか高いか、どれだけ深いのか、また使用頻度などデータの流動性について調査することに意義がある。実証事業についても、しっかりと文化庁の要望を反映させて実施してほしい。
- 制度のそもそもの目的を都度振り返ることが大事。「アート市場の活性化」が目的であることをそれぞれのプレーヤー（アート作品を買いたい人、保管したい人、等）に伝え、参加しやすい仕組みづくりが重要。

¹ これから開発する製品やサービスなどが持つべき機能や特性などを仕様としてまとめたもの。企画や要件定義などの段階で策定されるもので、その後の開発計画の指針となる。

寄付促進について

- 企業版ふるさと納税は企業側にメリットが大きく寄付をしたい企業も多いのに、文化芸術プロジェクトが自治体の対象事業になかなか入ってこない。文化庁が各自治体にプッシュすべき。
- 制度というより運用の課題。（自治体に）適正のあるコーディネーター、ファシリテーターがプロジェクトに入るかどうか重要だが、参加のインセンティブが働いていない。財源やプロジェクトのそれぞれからアプローチする取組が進んでいるが、これを仕組化できるか。また、資金調達に関して責任を持つ役職の人がおらず、外から財源を持ってくる発想もないところが課題。
- アートコラボレーション京都のファンディングの成功要因は、人を引き付ける中心人材がいて、その熱意が伝わったから。1-2年ほど、文化庁公募事業としてコンサルやオーガナイザーを雇用し、仕組みを地方に説明して回る、適宜マッチングをするのはどうか。
- 変革を起こす際、取組が大規模でないとNGではなく、思い込みを捨て小規模でもOKとすべき。小規模の方が監視し易く普及可能性高い場合がある。
- 寄付全般で議論をすると広がりすぎるので、的を絞るべき。例えば、企業が寄付をしやすいするには？という点にフォーカスを絞り、企業が資金を出しやすい仕組みづくりについて議論をするのが良いのではないか。
- 特に地方において企業版ふるさと納税のメリットは知られていない。企業に寄付を促進していくには、インセンティブの提供や、お膳立てのようなものが必要。
- 寄付する側のメリットや控除できるもの、受け手側はどのように寄付を受けられるか、等についてそれぞれ整理が必要。芸術を学ぶ者に還元できるような仕組みもよいのでは。